別記

ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的）	（目的）
第１条　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	**第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　この規約で「ナチュラルチーズ」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等命令」という。）第２条第18項に規定するナチュラルチーズをいい、このうち、ソフト及びセミハードのものは乳等命令別表二㈢⑷の成分規格に合致するものをいう。 　なお、当該ナチュラルチーズには、香り及び味を付与する目的で、風味物質を添加することができるものとする。	**第２条**　この規約で「ナチュラルチーズ」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第２条第17項に規定するナチュラルチーズをいい、このうち、ソフト及びセミハードのものは乳等省令別表二㈢⑷の成分規格に合致するものをいう。なお、当該ナチュラルチーズには、香り及び味を付与する目的で、風味物質を添加することができるものとする。
２　この規約で「プロセスチーズ」とは、乳等命令第２条第19項に規定するプロセスチーズであって、乳等命令別表二㈢⑸の成分規格に合致するものをいう。 　なお、当該プロセスチーズには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。	２　この規約で「プロセスチーズ」とは、乳等省令第２条第18項に規定するプロセスチーズであって、乳等省令別表二㈢⑸の成分規格に合致するものをいう。なお、当該プロセスチーズには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　別表に掲げる食品及びこれらを主要原料とする食品並びにナッツ、フルーツ、香辛料、調味料、大豆食品、色素等の食品（脂肪量調整の目的又は香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的で添加するものに限る。）	⑵　脂肪量の調整のためのクリーム、バター及びバターオイル
	⑶　香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的の食品（添加量は製品の固形分重量の１／６以内とする。ただし、前号以外の乳等の添加量は製品中の乳糖含量が５％を超えない範囲とする。）
３　プロセスチーズに前項の食品を添加するときは、次の各号に掲げる条件をいずれも満たすものとする。 ⑴　添加する食品の合計の固形分重量の製品固形分重量に対する割合を１／６以内とすること ⑵　乳糖含量（製品に含まれる乳糖の重量）の製品重量に対する割合を５パーセント以内とすること	
４　この規約で「チーズフード」とは、乳等命令にいう乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶融し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51パーセント以上のものをいう。 　なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　乳に由来しない脂肪、たんぱく質又は炭水化物（添加量は製品重量の10パーセント以内とする。）	３　この規約で「チーズフード」とは、乳等省令にいう乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶融し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51％以上のものをいう。 　なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　乳に由来しない脂肪、たんぱく質又は炭水化物（添加量は製品重量の10％以内とする。）
５　（略）	４　（略）
６　（略）	５　（略）
（特定表示事項）	（特定表示事項）
第４条　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、国名又は原産地名若しくは「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」、「ブルー」、「カマンベー	**第４条**　ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器包装に、国名又は原産地名若しくは「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」、「ブルー」、「カマンベー